

受 総 第 1 1 9 号
平成 2 6 年 8 月 2 7 日

北栄町代表監査委員 音田 勝正 様
北 栄 町 監 査 委 員 津 川 俊 仁 様

北栄町長 松本 昭夫



平成 2 6 年度第 1 回定期監査の結果について (回答)

平成 2 6 年 7 月 2 3 日付発監第 9 号で報告のあったこのことについて、別紙のと
おり回答します。



4 監査意見

(1) 補助事業について

補助事業は公益上必要と認められる事業、活動等に対して行われるものであり、補助の対象となる事業、活動を明確にすることが必要である。

1) 検討を要する補助事業

ア 菜の花プロジェクト実施補助金

補助金交付要領では「資源循環型社会の構築及び遊休農地解消を図るため、遊休農地等で菜の花の栽培を行い、種子を収穫したものに予算の範囲内において補助金を交付する」と定められている。

平成21年度から平成25年度の状況では補助金交付対象者41人の内12人は播種のみで種子の収穫は生育不良等の原因のため行われていない。また、補助金の金額は10a当たり2万円であり、採算を度外視した状況で行われている感が強い。

現在、北栄町は農業振興に力を注いで各種施策を展開しているところであり、住民生活課単独での運営ではなく産業振興課等と連携で進めてはどうか。

また、「循環型社会の構築と遊休農地解消」について、その成果が出ているのかは疑問である。

【監査意見に対する回答】

菜の花プロジェクトは、循環型社会の構築、遊休農地の解消、景観づくりを目的に取り組んでいます。

生産者の視点からすると、台風や日照条件等によっては収穫できない、または収穫等にかかる経費と収穫量（＝菜種売払料）との差額により赤字が出てしまう恐れがあることを踏まえると、10a当たり2万円では採算が合わない場合もありますが、経営所得安定対策の交付対象であることや、収穫した菜種の売り払いにより黒字経営の可能な金額であると考えます。

また、景観づくりの観点から、播種のみであっても10aあたり1万円の補助を行っています。

本プロジェクトは、事務を住民生活課で行っていますが、検討会には産業振興課も参画しており、販路の拡大や県外での販売、遊休農地対策等を主体的に取り組まれていることから、住民生活課単独での運営ではないと考えます。

菜の花の栽培から収穫を行うことにより、菜種油の食用利用はもちろんのこと、回収後はBDF（＝自動車の燃料）として再生利用されることや、搾油後の油かすや葉茎は、畑の肥料として次世代の農作物の生育に貢献するため、廃棄物として処分される部分がないことを踏まえると、すでに循環の形は完成に近いものとなっているため、栽培面積の拡大により、循環型社会の構築に更なる貢献が可能であると考えます。

また、播種面積もプロジェクトが始まった平成20年度の176aから、平成25年度には692aに拡大したことを考えると、遊休農地の解消にも効果があったと考えます。

イ 自立活性化活動支援事業交付金

従来から自治会単独で実施されている運動会、納涼祭、文化・芸術発表会等は、地区住民との交流・親睦を図りながら、自治会をもっと元気に、住みやすくするために自助財源または寄付を募り運営されているが、そのほとんどは「自立活性化活動支援交付金」の対象となっていないのが現状である。

交付金の審査にあたっては、事業規模や町内外に与える波及効果等も審査し、慎重に検討を行う必要がある。

【監査意見に対する回答】

地域の自立・活性化活動支援事業交付金は、旧北条町において平成16年度から設けられたもので、当初は自治会だけを対象とした制度でしたが、平成19年度からは自治会の枠を越えて地域の活性化に取り組む団体であっても助成が受けられるように対象を「コミュニティ」に拡大し、交付金額も上限30万円（1/2）が加わったことで従来以上に様々な支援が可能となっています。

少子高齢化や核家族世帯の増加などに伴い地域の結びつきが薄れつつある状況の中、自治会をはじめ地域づくりを行う団体も財政・人的に困難を強いられていることに対し、町からの支援を通じて地域づくりの“芽”を育てることは必要不可欠であると考えます。

本交付金のあり方については、今後、制度の見直しを行うこととしており、ご指摘いただいた本来自治会で行うべき親睦・交流を目的とした事業の対象の可否についても、他団体の制度も参考にしながら検討していきたいと思います。

ウ 北条砂丘祭り補助金

補助金を交付して運営されている団体については、行事等の終了又は年度末で剰余金は町に返納されていることから、公金の取り扱いを透明にするため統一すべきであると考えている。

ましてや、剰余金（繰越金）があるからといって、次年度の予算を減額調整されているようでは予算編成に疑問を生じかねない。

【監査意見に対する回答】

北条砂丘まつりは、北条砂丘まつり実行委員会が主体となって企画・運営しており、まつり開催に要する経費は主に町交付金及び寄付金によって賄われています。

寄付金は、各実行委員がまつりを盛り上げることを目的に、目標額を達成するため積極的・主体的に町内外の事業所及び個人のもとに訪問して集めており、その結果、平成25年度決算では目標額100万円に対し、約133万円の寄付金をいただくことができました。また、寄付金総額が確定する8月上旬には既にまつりのイベント内容、必要経費がほぼ確定していたことから、結果的に約45万円の繰越金を生じることになりました。

町内で開催される一大イベントである北条砂丘まつりを盛り上げるために複数年にわたり奮闘されている実行委員としては、目標額を超える寄付金を集約した結果、繰越金が発生した場合に、次年度のまつり運営に活

用できるという意識を持って積極的・主体的に寄付金の集約にあたっておられます。

したがって、一律に剰余金の返還を求めることは、実行委員会の皆さんの理解を得られにくいものと思われますので、来年度以降に町補助金と寄付金の使途を明確に区分するなど、実行委員会において理解が得られるような方策を町と実行委員会とで検討していきたいと考えています。

2) 日本スポーツ振興センター保険

契約者は町、被保険者は園児・児童・生徒、保険金受取人は保護者であり、保険料の半額が負担されている。しかし、保険の加入については保護者の判断に委ねられており任意加入で未加入者があるのが現状である。保育所・学校等では毎年各種行事が開催されており、不慮の事故に備えて保険加入の推進が行われている。

教育環境の整備の一つに安心して平等に教育を受けられる環境づくりも重要であると考えており、保険加入は全員強制加入とし、保険料も全額町の予算で賄える方法がないか検討をすべきである。

なお、現在は保険取扱事務に対しての取扱手数料の支給もないことから、加入手続きの簡素化、集金業務の軽減にもつながる効果もある。

【監査意見に対する回答】

災害共済給付制度は、(独)日本スポーツ振興センターと学校・保育所の設置者(町)との契約により、学校・保育所の管理下における児童生徒等の災害(負傷・疾病・傷害または死亡)に対して災害給付(医療費・見舞金)を行うもので、運営に要する経費を国、設置者及び保護者の3者で負担する互助共済制度です。この保険は任意加入であり、保護者の責任の範疇にあると考えています。しかし、未加入と言う事で教育環境に不平等が生ずる事はないとはいえないし、現に現場では不平等的な扱いはありません。

ただ、全額町費負担による保護者の負担軽減という側面でいえば、少子化対策、子育て支援の一つの手法であるかもしれません。

今回の意見は、今後平成27年度当初予算編成の中で検討させていただきたい。

(2) 庁外現金収納事務の取り扱いについて

公金外の現金についても、受け取り時の領収書様式の点検と金融機関への入金 of 安全対策を行うこと。

【監査意見に対する回答】

公金外の領収に際した領収書様式、領収書の管理については、その状況を確認し適切な管理が出来るよう見直します。

金融機関への入金は、金融機関の職員が集金する方法をとり、職員は現金を持ち運ばない。

ただし、庁舎間の現金運搬については、複数の職員で行い十分な注意を払って運搬することとします。